

## 公立病院改革プラン

団 体 名	三重県玉城町						
プ ラ ン の 名 称	玉城町病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年 3月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 25年度						
病院の現状	病 院 名	玉城町国民健康保険玉城病院					
	所 在 地	三重県度会郡玉城町佐田881番地					
	病 床 数	一般病床20床 療養病床30床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割	<p>○現在、内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科の5科の診療科目を持って診療を行っているが、患者の健康問題をはじめの段階で判断し、継続的に家族や地域社会の背景を把握しながら治療にあたる「かかりつけ医」が中心となった総合診療体制(内科・外科・整形外科)を基本として、また、玉城町唯一の病院(ケアミックス型)として地域住民の入院医療の提供(可能な範囲の急性期から慢性期まで幅広く対応)を継続し、地域における1. 5次医療の提供を進める。</p> <p>○併設の介護老人保健施設(51床)、通所リハビリ、訪問看護、訪問介護、居宅支援事業所と町健康管理センター(地域包括支援センター等)と緊密に連携しながら、保健・医療・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供し、医療だけでなく予防から介護まで一体となった「地域包括医療・ケア」を実践する。</p> <p>○国保直診病院として、玉城町の企画する健康づくり事業の実施主体となるとともに、二次医療圏の中核病院や町内診療所、介護施設等との協力・連携により住民の健康増進に貢献する。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)	<p>○病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く)</p> <p>○病院事業債元利償還金の2/3(14年度以前分)ないし1/2(15年度以降分)相当額</p> <p>○高度医療の経費</p> <p>○不採算地区病院に要する経費(特別交付税措置相当額)</p> <p>○リハビリに要する経費((一般病院1日1人当たり平均収入) - (リハビリ患者1日1人当たり収入)) × 年間延べ患者数</p> <p>○保健衛生行政事務に要する経費(医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができない額)</p> <p>○共済組合追加費用に関する経費</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	103.1	102.6	100.1	100.0	100.0	
	職員給与費比率	66.0	61.8	66.8	66.8	66.9	
	病床利用率	92.4	97.8	94.0	94.0	94.0	
	医業収支比率	86.2	92.0	88.0	88.0	88.0	
	患者1人当たり診療収入(入院)	18,327	19,936	20,270	20,270	20,270	
	患者1人当たり診療収入(外来)	4,745	4,777	4,932	4,931	4,931	
上記目標数値設定の考え方	<p>現時点において経常黒字化を達成しているところであるが、計画期間中に経常収支比率の更なる改善を図る。</p> <p>任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:       年度)</p>						

				団体名 (病院名)	三重県玉城町 (玉城町国民健康保険玉城病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	年延入院患者数	16,905	17,856	17,155	17,155	17,155	
	年延外来患者数	24,903	25,691	27,201	28,030	28,616	
	うち公衆衛生除く外来患者数	22,536	23,378	24,936	25,665	26,151	
	うち公衆衛生外来患者数	2,367	2,313	2,265	2,365	2,465	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	民間委託可能な部門は、業務委託済 ○清掃業務、夜間受付等警備業務 ○給食業務の委託化は、平成17年度に導入済。					
	事業規模・形態の見直し	○現在の一般病床20床、療養病床30床、計50床を維持する。 ○外来診療において、平成21年度から整形外科医師の常勤化を図る。					
	経費削減・抑制対策	○平成21年度から市場価格等の情報収集、比較検討により材料を廉価購入し、削減を図る。 ○既存の業務委託契約について、平成20年度から長期継続契約を導入するなど業務内容や契約方法の見直しを行い、委託経費を削減。					
	収入増加・確保対策	○特定健診をはじめ各種健診、人間ドックの質向上を進め、予防事業を推進し患者増を図る ○整形外科医の常勤化により、外来患者数増加を図る ○療養病床において、医療依存度の高い医療区分2、医療区分3の患者を主に受け入れ、入院単価増を図る ○平均在院日数の短縮や空き病床の有効利用など効率的なベットコントロールを徹底し、病床利用率の維持に努める。(平成21年度目標94%) ○平成19年度から医業未収金の電話・訪問催促を開始。また、21年度から患者の自己負担額について、退院当日に清算ができるよう退院の2～3日前に概算金額を伝えることにより、未収金の発生を防止。 ○地域医療連携・相談担当係の設置検討 ○介護保険訪問リハビリ実施に伴う増収					
	その他	○診療情報の提供、インフォームドコンセント、接遇等について、更なる向上を目指し研修の充実を図る。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	82.6%	18年度	82.7%	19年度	92.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	現施設は平成15、16年度に改築したものであり、病床50床については改築時(16年8月)一般14床、療養36床、16年12月一般16床、療養34床、平成18年8月に現在の一般20床、療養30床に病床変更を実施してきたところであり、現在の病床数、病床内容を維持するものとする。 病床利用率は、改築後(17・18年度)82%で、19年度92%、20年度見込98%の状況であり、今後も94%は確保できる見込である。					

団体名  
(病院名)

三重県玉城町  
(玉城町国民健康保険玉城病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当玉城病院が所在する南勢志摩地域医療圏域、伊勢志摩サブ保健医療圏には、下記の公立病院及び公的病院が開設されている。 サブ圏域の通常診療範囲病院: 当病院(50床)、市立伊勢総合病院(419床)、山田赤十字病院(655床)、その他の病院: 松阪市民病院(328床)、厚生連松阪中央病院(440床)、済生会松阪総合病院(430床)、厚生連大台厚生病院(95床)、大台町国保報徳病院(30床)、町立南伊勢病院(76床)、志摩市国保志摩市民病院(90床)、三重 県立志摩病院(350床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域の特性に応じた医療機関相互の機能分担と連携 ○自治体病院が自らの役割に基づき、住民に対し良質の医療を継続的に提供していくための経営の効率化に向けた取組みの推進 ○地域全体で必要な医療サービスが提供されるよう、公的病院等の医療の機能分化、今後果たすべき役割を含めた地域医療体制の検討、総合的な整備 ○県内の公立病院等の「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」についての検討	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度予定	<内容> ①検討・協議の方向性: 当院は、住民の身近な医療施設として、1. 5次医療を担うとともに、慢性期入院患者の受入等を含め、地域の唯一の病院として機能を発揮し、在宅医療にも対応していく。 併設の介護老人保健施設(51床)、通所リハビリ、訪問看護、訪問介護、居宅支援事業所と町健康管理センター(地域包括支援センター等)と緊密に連携しながら、保健・医療・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供し、医療だけでなく予防から介護まで一体となった「地域包括医療・ケア」を継続、実践する。 地域連携パスは、山田赤十字病院と大腿骨頸部骨折を実施している。 今後も、病病連携、地域内診療所、介護施設等との協力・連携を強化し、地域病院としての役割を担っていく。 ②検討・協議体制: 玉城町病院運営検討委員会 ○二次医療圏(サブ)において地域全体で地域医療体制の検討がなされる段階で、当院の役割を明確に提示し、連携強化の方向付けを行う。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 平成20年度実施済 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	病院評価委員会を設立し、毎年1回、改革プランの取り組み状況の点検・評価を行う。 <構成メンバー> 副町長、院長、医師、事務局長、看護師長、技師長、介護看護責任者、総務課政策財政担当	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	年1回(9月)	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	玉城町 (玉城町国民健康保険玉城病院)
--------------	------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	433,834	472,538	526,198	525,265	529,837	534,819
	(1) 料金収入	379,216	416,753	467,664	470,723	474,295	476,677
	(2) その他	54,618	55,785	58,534	54,542	55,542	58,142
	うち他会計負担金	13,659	8,631	7,932	7,966	7,932	7,932
	2. 医業外収益	79,241	121,192	89,176	99,364	99,227	98,940
	(1) 他会計負担金・補助金	75,966	116,271	84,670	95,229	95,092	94,805
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	3,275	4,921	4,506	4,135	4,135	4,135
	経常収益(A)	513,075	593,730	615,374	624,629	629,064	633,759
	入	1. 医業費用 b	543,720	548,040	572,193	597,130	602,307
(1) 職員給与と費用 c		317,615	311,837	325,188	350,646	354,152	357,694
(2) 材料費		54,167	62,234	73,872	71,300	71,657	72,015
(3) 経費		125,850	127,592	129,432	131,386	132,700	134,027
(4) 減価償却費		45,238	45,695	42,941	43,038	43,038	43,038
(5) その他		850	682	760	760	760	760
2. 医業外費用		25,083	27,816	27,774	26,937	26,651	26,137
(1) 支払利息		16,206	16,056	15,904	15,728	15,442	14,928
(2) その他		8,877	11,760	11,870	11,209	11,209	11,209
経常費用(B)		568,803	575,856	599,967	624,067	628,958	633,671
経常損益(A)-(B)(C)	▲ 55,728	17,874	15,407	562	106	88	
特別損益	1. 特別利益(D)	0	15,000	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	0	15,000	0	0	0	0
純損益(C)+(F)	▲ 55,728	32,874	15,407	562	106	88	
累積欠損金(G)	70,693	37,919	22,512	21,950	21,844	21,756	
不良債務	流動資産(ア)	120,540	191,070	214,411	215,814	217,451	218,544
	流動負債(イ)	28,268	29,096	29,387	29,681	29,978	30,277
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	▲ 92,272	▲ 161,974	▲ 185,024	▲ 186,133	▲ 187,473	▲ 188,267
単年度資金不足額(※)	▲ 23,505	▲ 69,702	▲ 23,050	▲ 1,109	▲ 1,340	▲ 794	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.2	103.1	102.6	100.1	100.0	100.0	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 21.3	▲ 34.3	▲ 35.2	▲ 35.4	▲ 35.4	▲ 35.2	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	79.8	86.2	92.0	88.0	88.0	88.0	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	73.2	66.0	61.8	66.8	66.8	66.9	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病床利用率	82.7	92.4	97.8	94.0	94.0	94.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度						
	23年度						
収 入	1. 企業債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	23,426	24,944	24,028	20,564	19,341	19,684
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	2,625	3,666	2,705			
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	26,051	28,610	26,733	20,564	19,341	19,684
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	26,051	28,610	26,733	20,564	19,341	19,684	
支 出	1. 建設改良費	8,379	8,453	6,962	6,000	6,000	6,000
	2. 企業債償還金	30,823	31,483	31,986	26,347	24,512	25,026
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	39,202	39,936	38,948	32,347	30,512	31,026
差引不足額 (B)-(A) (C)	13,151	11,326	12,215	11,783	11,171	11,342	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	13,151	11,326	12,215	11,783	11,171	11,342
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	13,151	11,326	12,215	11,783	11,171	11,342	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(29,400)	(84,802)	(14,559)	(23,728)	(30,435)	(30,473)
資本的収支	75,966	131,271	84,670	95,229	95,092	94,805
	23,426	(3,124)	(1,875)			
	23,426	28,068	25,903	20,564	19,341	19,684
合計	(29,400)	(87,926)	(16,434)	(23,728)	(30,435)	(30,473)
	99,392	159,339	110,573	115,793	114,433	114,489

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。